

# Tax News Flash

February 2024

## 源泉税第21条の新政策：実効税率

政府は2023年12月27日に2023年政府規則第58号（「GR-58」）を発行し、個人が雇用、役務、活動によって受給する所得に対する源泉税第21条（「Art. 21 WHT」）に「実効税率／Tarif Efektif Rata-rata（TER）」を導入した。またこのGR-58の実施ガイドラインとして、2023年12月29日付に2023年財務省令第168号（「PMK-168」）が発行され、両規則は2024年1月1日から有効となっている。

GR-58およびPMK-168の目的は、1月から11月までの期間について月次TERを適用することで Art. 21 WHTの計算を簡素化することである。12月あるいは課税最終期間に実施する年次の計算方法は従前と同じであり、所得税法第17条1項(a)（「Art. 17」- 累進所得税率）が適用される。12月に納付する税金は、年度換算のために再計算した税額から1月から11月までに源泉徴収された税金の合計額を控除した額となる。年次のArt. 21 WHTの計算は従前の規定（PER-16/PJ/2016）と同じ税率が適用されるため、TERの導入により従業員に追加の税負担が課されることはない。

### TER分類

TERには月次と日次がある。月次TERは月次で個人が受給する所得すべてに適用し、3つの分類がある。

TER分類	非課税（PTKP）ステータス	非課税額	月次TER
カテゴリーA	扶養家族無し of 独身(S/0)	IDR 54,000,000	0%～34%（月次総所得540万ルピアから14億ルピア以上の44種類の階層）
	扶養家族1人の独身(S/1)	IDR 58,500,000	
	扶養家族無し of 既婚(M/0)	IDR 58,500,000	
カテゴリーB	扶養家族2人の独身(S/2)	IDR 63,000,000	0%～34%（月次総所得620万ルピアから14億5000万以上の40種類の階層）
	扶養家族3人の独身(S/3)	IDR 67,500,000	
	扶養家族1人の既婚(M/1)	IDR 63,000,000	
	扶養家族2人の既婚(M/2)	IDR 67,500,000	
カテゴリーC	扶養家族3人の既婚(M/3)	IDR 72,000,000	0%～34%（月次総所得の660万ルピアから14億1,900万ルピアの41種類の階層）

出典：GR-58の付録

月次のArt. 21 WHTを計算するにあたり、雇用主はまず従業員の婚姻ステータスを確認してカテゴリを選択し、その上で総所得の階層別の月次TERを適用する。

日次TERは月次による所得受給ではなく、1日にIDR0からIDR250万の総所得を受給する非正規従業員に適用される。日次TERは下記表のとおりである。IDR250万超の日次総所得の場合、Art. 17の税率を用いて日次総所得の50%に対して課税される。

日次TERの詳細は下記のとおり。

日次総所得	日次TER
IDR 0 – IDR 450,000	0%
> IDR 450,000 – IDR 2,500,000	0.5%

特定の月に個人が受給する総所得に対するTERは、総所得から業務関連費用、年金基金の拠出金、PTKPが控除された金額に適用される。これは年換算せずに月単位で適用され、累計ではなく各月でそれぞれ単独に適用される。

### 所得の受給者の種類と税金計算

TERを用いたArt. 21 WHTの計算方法とArt. 17の累進課税率は、所得の受給者のタイプにより下記のとおりまとめられる。

所得の受給者	所得	Art. 21 WHT算出
正社員	総所得(定期所得および不定期所得)	総所得 × 月次TER(最終課税期間前)
	年次課税所得	年次課税所得 × Art. 17(最終課税期間)
年金受給者	総所得(年金の形式による定期所得あるいは類似所得)	総所得 × 月次TER(最終課税期間前)
	年次課税所得	年次課税所得 × Art. 17(最終課税期間)
監査役	総所得(定期所得)	総所得 × 月次TER(課税期間毎)
非正規社員	総所得(月次以外の支払い); IDR 0 – IDR 2.5 million/日	日次総所得 × 日次TER(課税期間毎)
	総所得(月次以外の支払い); > IDR 2.5 million/日	総所得 × 50% × Art. 17(課税期間毎)
	総所得(月次支払い)	総所得 × 月次TER(課税期間毎)
非雇用者	総所得(謝礼、手数料、報酬等)	総所得 × 50% × Art. 17(課税期間毎)
スポーツ、芸術、科学、技術、会合、セミナー等一定の活動への参加者	総所得(謝礼、ポケットマネー、会議等への出席によって受領した所得等)	総所得 × Art. 17(課税期間毎)
年金制度加入者	被雇用者でありかつ年金制度加入者が一部引き出した年金給付金またはこれに類する所得	
元従業員	総所得(役務提供、賞与、所得税法に規定する謝礼、賞与、その他不規則の報酬)	

注記: 年次課税所得 = 年次総所得 - 控除額 - PTKP

### ザカート(イスラム教の喜捨)や宗教的寄付金

従前の規定では従業員の年間の個人所得税を計算する際にザカートや宗教的寄付金は総所得から控除可能だった。しかしPMK-168では、ザカートまたはインドネシアで認められている宗教の信者にとって義務である宗教的寄付金が雇用者を通じてアミル・ザカート団体や機関(ザカートを管理する団体や機関)あるいは政府が設立・認可する宗教的施設に支払われた場合、最終課税期間にその支払額を控除することができる。

### 雇用者の義務

PMK-168は源泉税第21条と26条(Art. 21/26 WHT)に対する雇用主の義務を次のように規定する。

- 各課税期間の期限までに業務や役務提供等にかかるArt. 21/26 WHTを算出、源泉徴収、納付、申告する。
- Art. 21/26 WHTの徴収票を作成し報酬の受給者に引き渡す。源泉徴収票のフォームはPER-2/PJ/2024において税務総局(DGT)が公表する。
- Art. 21/26 WHTの計算のため記録やワークシートを作成し保管する。

当月に支払うべき税金がなかったとしても報酬を支払う場合は上記の義務がある。ただし、当月に個人の雇用や役務提供に対する報酬の支払いがなければこの義務は適用されない。

## TERの適用による税金過払い

従業員が年度中に退職した場合、当該従業員の所得税の源泉徴収額が過払いとなることもあり得る。最終月前までに累積されたArt. 21 WHTは、再計算すると最終月に納付すべき金額よりも大きくなる可能性がある。PMK-168 ではArt. 21 WHTが過払いとなる場合、雇用者は過払い分を退職者に返金すること、そしてArt. 21 WHTの源泉徴収票を翌月までに提供することを明記している。なおこれは政府が負担するArt. 21 WHTが過払いになる場合には適用されない。

Art. 21 WHTの過払いがある場合、雇用者はその分を翌月の税金に充当することができる。月次申告書の修正によって過払い税金が生じた場合も翌月以降の税金に充当することができる。充当は必ずしも連続した月である必要はない。

## Art.21 WHT源泉徴収票の更新

PMK-168発行後にDGTは国税総局長規則No. 2/2024 (“PER-2”)を発行し、新しいArt. 21/26 WHTの源泉徴収票と申告書のフォームを導入した。これらは2024年1月分の税務申告から用いる必要がある。主な変更点は下記のとおりである。

1. 新しいフォームである1721-VIIIは年末の課税月あるいは最後の課税月以外毎月提出が必要となる。
2. 新しいフォームは遅くとも課税期間が終了後1カ月以内に従業員に提出する。
3. 新規規定への移行期間を鑑み、2024年1月分のArt. 21 WHT源泉徴収票 (Form 1721-VI, 1721-VII, and 1721-VIII)は所得受給者に対して遅くとも2024年3月31日までに提出する。
4. 納付すべき源泉税がない場合であっても所得の支払いがあれば源泉徴収票を発行する。

## KPMGコメント

- ・ TERは1月から11月までの月次のArt. 21 WHTの計算を簡素化し、従前規定による算出の労力の軽減が期待される。実際に支払うべき税金額は所得税法第17条第1項(a)に規定する累進課税率を用いて最終期である12月に計算される。ただし、12月に大幅な納付不足が発生する可能性もあり、特に総額方式(グロス方式)を用いる場合は従業員とよく話しあっておくことが推奨される。その他のケースとして、年度の途中で退職する、あるいは年度の途中で多額の報酬(賞与等)を支給する場合にはArt. 21 WHTの過払いとなる可能性もある。過払いとなった場合は該当の従業員に返金すること。
- ・ 月次のArt. 21 WHTの納付額は1月から11月までの総所得によっては変動となり、雇用者のキャッシュフローに影響が出る可能性がある。
- ・ ザカートあるいは宗教への寄付金について雇用者を通じて支払う場合、雇用者はこれら寄付金を取りまとめ、認可されたアミル・ザカート団体やその機関あるいは政府が設立・認可した宗教施設に寄付し、その寄付金は最終課税期間に総所得から控除して Art. 21 WHTを算出する必要があるので留意すること。
- ・ 雇用主にとって、正社員や年金関連所得を定期的あるいは毎月受け取る退職者の源泉徴収票を作成する義務が新たに加わることで事務負担が増加する。これは非正規社員で日次単位で所得を支給する場合は日次の源泉徴収票を作成しなければならないため日次Art. 21 WHTの場合も同様である。

# お問合せ先

## KPMG Advisory Indonesia

### 税務サービス

34<sup>th</sup> Floor Jakarta Mori Tower  
40-41, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888

## Abraham Pierre

### Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

## ジャパングデスク

### 三竿 祥之

#### Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

### 尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

### 足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

[kpmg.com/id](https://kpmg.com/id)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2024 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.